

沿道建築物耐震診断支援（平成23年～25年度まで）

対象建築物	①敷地が特定緊急輸送道路に接する建築物 ②昭和56年5月31日以前に工事着手したもの ③前面道路幅員の1/2以上の高さのもの （右図参照）	<p>①前面道路幅員が12mを超える場合 幅員の1/2の高さを超える建築物</p>
対象者	建築物の所有者（共有の場合は代表者） 分譲マンション管理組合等	

助成額の計算方法

助成額について	助成額は建物の用途（分譲マンションであるか否か）や、延べ床面積に応じて計算方法が異なります（下表参照）。詳細については防災課まで直接お問い合わせ下さい。	
	助成対象費用	助成限度額
分譲マンションまたは延べ床面積10,000㎡以下の建築物	以下(1)(2)どちらか小さい方の額以内	助成対象費用全額
延べ面積が10,000㎡を越え15,000㎡以下の建築物（分譲マンションを除く）	(1) 実際に耐震診断に要する額 (2) イからニの合計額 イ 延べ床面積1,000㎡以内の部分 2,000円/㎡以内 ロ 延べ床面積1,000㎡～2,000㎡の部分 1,500円/㎡以内 ハ 延べ床面積2,000㎡を超える部分 1,000円/㎡以内	助成対象費用×1/3 +770万円
延べ面積が15,000㎡を越える建築物（分譲マンションを除く）	ニ 建築物等の延べ面積が3,000㎡未満の場合は、階数に15万円を乗じた額	助成対象費用×4/5

沿道建築物耐震補強設計支援（平成24年～26年度まで）

対象建築物	上記耐震診断の結果、倒壊の恐れ有りと判断された建築物
-------	----------------------------

助成額の計算方法

	助成対象費用	助成限度額
助成対象費用が3,000,000円以下の場合	以下(1)(2)どちらか小さい方の額以内	助成対象費×5/6
助成対象費用が3,000,000円を越え6,000,000円以下の場合	(1) 実際に耐震補強設計に要する額 (2) イからハの合計額 イ 延べ床面積1,000㎡以内の部分 2,000円/㎡以内 ロ 延べ床面積1,000㎡～2,000㎡の部分 1,500円/㎡以内 ハ 延べ床面積2,000㎡を超える部分 1,000円/㎡以内	助成対象費×1/2 + 1,000,000円
助成対象費用が6,000,000円を越える場合		助成対象費×1/3 + 2,000,000円
その他	補強設計及び、関係団体以外の建築士に依頼する耐震診断の内容については、第三者機関による評価が必要です（関係団体による耐震診断の場合、評価ではなく、所属団体による確認が必要です。）。評価及び確認費用も耐震診断費用助成の対象です。	
評定とは	建築物の耐震診断が適切に行われていることを、第三者機関として検査する業務です。費用は延べ床面積や診断方法等によって異なりますが、概ね30～60万円程度です。	

沿道建築物耐震改修・建替え・除却支援（平成24年～27年度まで）

対象建築物	左記耐震診断の結果、倒壊の恐れ有りと判断された建築物
-------	----------------------------

助成額の計算方法

助成対象費用	助成限度額	
以下(1)(2)(3)いずれか小さい額以内		
(1) 実際に耐震改修、建替えまたは除却に要する額 (2) 47,300円/㎡に延べ面積を乗じた額かつ1棟当たり473,000,000円以内。ただし、免震工法等を含む特殊な工法による場合は、上記47,300円/㎡を80,000円/㎡と読み替える。 なお、住宅（分譲マンションを除く）にあつて上記47,300円を32,600円と読み替える。 (3) 建替えまたは除却にあつては、耐震改修に要する費用	延べ床面積5,000㎡以下の部分	助成対象費用が3,750万円以下の場合 助成対象費×5/6 助成対象費用が3,750万円を越え7,500万円以下の場合 助成対象費×1/2 +1,250万円 助成対象費用が7,500万円を越える場合 助成対象費×1/3 +2,500万円
	延べ床面積5,000㎡を超える部分	助成対象費×1/6 （延べ床面積5,000㎡以下の部分で算出された限度額に加算）
※延べ床面積が5,000㎡を超える建築物の助成限度額については、助成対象費用を面積按分により5,000㎡以下の部分と5,000㎡以上の部分に分け、それぞれの助成限度額計算を行ったものを合計します。		

申請時の添付書類一覧

(共通)	<input type="checkbox"/> 建物全部事項証明書又は建物の所有権を証する書類 <input type="checkbox"/> 確認通知書(写)又は建築年月日を証する書類 <input type="checkbox"/> 代表者承諾書と共有者全員の同意書(建物の所有者が複数の場合) <input type="checkbox"/> 管理組合の規約と耐震診断等の実施を決議したことが分かる書類(分譲マンションの管理組合の場合) <input type="checkbox"/> 法人全部事項証明書(法人の場合) <input type="checkbox"/> 沿道建築物であることが確認できる書類
------	--

(1) 耐震診断の場合	<input type="checkbox"/> 診断者が条例10条第1項に掲げる者であることを証する書面(写) <input type="checkbox"/> 案内図、配置図、各階平面図 <input type="checkbox"/> 診断計画書 <input type="checkbox"/> 診断見積書
-------------	--



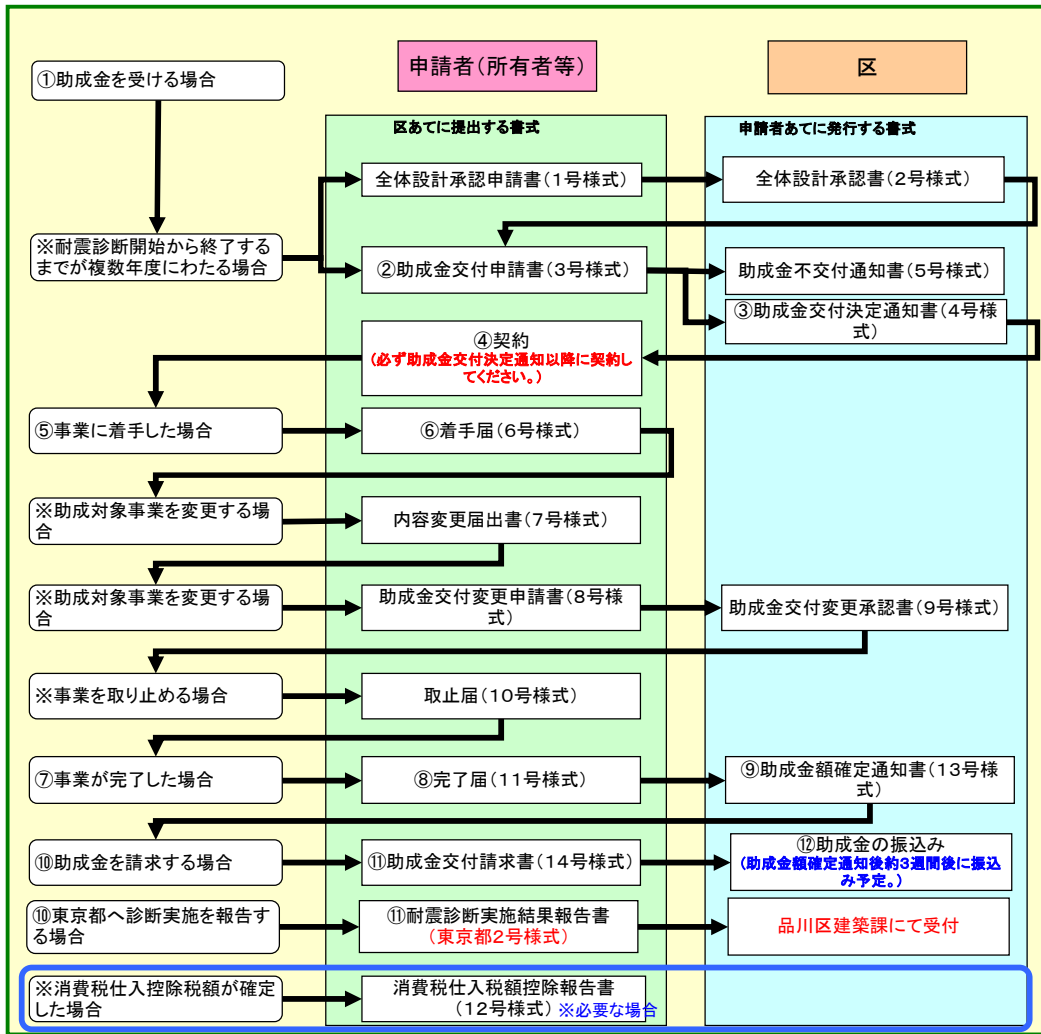
(2) 補強設計の場合	<input type="checkbox"/> 設計者が条例10条第1項に掲げる者であることを証する書面(写) <input type="checkbox"/> 耐震診断結果報告書(概要書) <input type="checkbox"/> 耐震診断に係る確認または評定書 <input type="checkbox"/> 設計見積書 <input type="checkbox"/> 設計工程表(概要)
-------------	---

(3) 耐震改修の場合	<input type="checkbox"/> 土地の所有者の承諾書(借地の場合) <input type="checkbox"/> 工事に関する設計図書 <input type="checkbox"/> 補強設計結果報告書(概要書) <input type="checkbox"/> 補強計画に係る評定書 <input type="checkbox"/> 工事見積書 <input type="checkbox"/> 工事工程表(概要) <input type="checkbox"/> 管理組合の規約および改修工事を行う旨が記載された書面
-------------	---



(4) 建替えまたは除却の場合	<input type="checkbox"/> 土地の所有者の承諾書(借地の場合) <input type="checkbox"/> 耐震診断結果報告書(概要版) <input type="checkbox"/> 工事に関する設計図書(建替えの場合) <input type="checkbox"/> 耐震改修に要する費用を示す書類(改修工事費用相当額) <input type="checkbox"/> 工事見積書 <input type="checkbox"/> 工事工程表(概要) <input type="checkbox"/> 管理組合の規約および除却を行う旨が記載された書面
-----------------	--

申請手続きの流れ



耐震化に関する相談窓口

全般相談	財団法人 東京都防災・建築まちづくりセンター TEL03-5466-2064
	一般社団法人 東京都建築士事務所協会 (TAAF) TEL0120-828-331
関係団体	社団法人 日本建築構造技術者協会 (JSCA東京) TEL03-5643-6181
	特定非営利活動法人 耐震総合安全機構 (JASO) TEL03-6912-0772
その他 助成制度全般	品川区 都市環境事業部 都市計画課 耐震化促進担当 〒140-8715 品川区広町2-1-36 品川区役所 本庁舎6階 TEL 03-5742-6634 FAX 03-5742-6889

特定緊急輸送道路沿道建築物の耐震化を支援します!

特定緊急輸送道路は、救急救命・消火活動、物資の輸送、復旧復興の生命線・大動脈であり、沿道建築物の倒壊による道路閉塞を防ぐことは、生命と財産を守るとともに、首都機能を維持するために極めて重要になります。

品川区内特定緊急輸送道路 区域図

